

豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業 環境影響評価方法書に対する知事意見

事業者は、以下の事項について十分に検討し事業計画をより具体化した上で、適切に環境影響評価を実施し、その結果を環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に記載する必要がある。

1 全般的事項

- (1) 事業計画の検討に当たっては、山間地における大規模な用地造成事業という事業の特性を踏まえ、研究開発施設の立地予定者と十分な連絡調整を図りつつ、環境への影響の回避、低減の観点から、できる限り現在の地形や樹林地、水系を活かすよう配慮すること。
- (2) 造成緑地や植栽の計画の検討に当たっては、土地改変に伴う表土の保存・活用や事業実施区域に自生している樹木やその種子の使用に配慮すること。
- (3) 環境影響評価の実施に当たっては、テストコースを含む研究開発施設に係る環境影響の予測に必要な熟度の諸元を得て適切に行うこと。
- (4) 環境影響評価の実施中に環境への影響に関し新たな事実が生じた場合などにおいては、必要に応じて選定された項目及び手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行うこと。

2 大気質、騒音、振動

用地造成及び施設建設工事が完成するまでに一部の施設が供用される計画であることから、工事による大気質、騒音及び振動に係る予測に当たっては、一部の施設の供用による影響を考慮して適切な予測時期を設定すること。

3 水質

- (1) 周辺河川の水の濁りに係る調査については、降雨時の状況が的確に把握できるように必要な回数や時期を設定すること。
- (2) 供用時における排水の放流先は比較的流量が少ない小規模な河川であるため、河川への影響を極力低減する観点から、放流水質、水量及び放流方法の検討を行い、その結果を踏まえて水質に係る予測及び評価を行うこと。
- (3) 工事中の濁水の影響予測に当たっては、現地の土砂の沈降特性を把握して行うこと。また、沈砂池の計画に当たっては、土砂の沈降特性を踏まえ必要な容量を確保すること。

4 地下水

事業実施区域周辺で地下水の水質汚濁に係る環境基準を超過した事例があることから、事業実施区域における土地利用の履歴や地質の状況等を把握するとともに、地下水質について環境基準項目の調査を実施すること。また、地下水位の予測及び評価に当たっては、現地調査により地盤構造を十分に把握して行うこと。

5 動物、植物、生態系

(1) 地域の生態系を特徴づける動物については、その移動経路の把握に努めること。

また、植物の調査に当たっては、外来種など人里に特徴的な種の把握にも留意するとともに、樹林地の林相等の状況について具体的な把握に努めること。

(2) 鳥類の調査に当たっては、春季と秋季における渡りにも着目して調査時期、期間を設定すること。また、フクロウ類など主に夜間に活動する種については夜間調査を実施すること。

(3) 事業実施区域及びその周辺で繁殖が確認されたオオタカ、サシバ、ハチクマ、ノスリについては、これまでに把握されている情報を踏まえ、必要に応じて専門家の助言を得て営巣状況及び行動圏等を適切に調査、解析すること。

なお、調査手法については、可能な限り環境への影響の少ないものとする。

6 温室効果ガス

事業実施区域には森林が広く分布していることから、樹木の伐採に伴う二酸化炭素の吸収源の減少の程度を把握すること。

7 その他

(1) 本事業については、その事業実施区域が山間地であることを踏まえ、屋外照明等による影響の低減に配慮すること。また、有害鳥獣による被害の現状についても把握すること。

(2) 調査、予測及び評価に当たっては、方法書に対する住民などの意見を十分に検討すること。

(3) 準備書は専門的な内容が多く、かつ、膨大な図書となる可能性があることから、その作成に当たっては、住民などにわかりやすいものとなるよう配慮すること。